

才50号

10月5日発行

発行 高萩市役所  
編集 総務課  
印刷 藤枝印刷所

明るい郷土

住みよい高萩



# よかつたと心に残るこの一票

## 高萩市議会議員一般選挙

### 投票日は▼11月10日です

わたくしたちに最も身近な市政を四年間まかせる人を選ぶ選挙が、十一月十日(火曜日)に行われることになりました。わたくしたちの住む高萩市を明るく住みよいまちにするために、わたくしたちは一票一票に責任と、きたいをもつて正明正大に自信をもつて誇りのある投票をいたしまし

「めぐまれた、明るい生活がしたい。健康で、幸せな毎日を送りたい」とは、わたしたちのどれもが願うところですが、人間として当然なこの願いも、そのときの政治の在りかた、その人の政治の行いかた如何によつて、あるいはかなえられないこともあり、あるいはかなえられないこともあり、あるいは

日常生活における一切のことが、そのときの政治次第で良くも悪くも直接わたしたちの生活にひびいてくるのです。政治というものは、かように大切なものです、この大切な政治をまかせる人を、わたくし

たちは、公正な明るい態度で、あらゆる誘惑や、情実因縁にとらわれることなくほんとうに自分たちの政治をまかせ得る、これぞという人を選びましょう。



☆もぐら候補(公明選挙権期間 5日~15日)

「明るいところで堂々と所信を表明したらいいわ」



選挙は誰れのものか

### 10月29日~11月2日

## 補充選挙人名簿の登録申請を

十一月十日は行われる高萩市議会議員の選挙についての「補充選挙人名簿」を昭和三十四年十月二十八日現在で調整いたします。

この名簿に登録を申請する期限は十月二十九日から十一月二日までの五日間で毎日午前八時三十分から午後五時までです。

○補充選挙人名簿に登録申請のできる人  
この登録申請書は、選挙人名簿に登録される資格があり、かつ当市の名簿に登

録されていない人を新たに作る名簿に登録するため提出していただくのです。補充選挙人名簿に登録される資格のある人は、日本国民で、法律の定める欠格者ではなく昭和十四年十月二十九日以前に生れ、(年令の要件)昭和三十四年七月二十九日以前から引続き当市内に住んでいる人(居住の要件)をいいます。

「入場券」が届かなかつたら市の選挙管理委員会では十月二十一日に入場券を発送いたしますがもしこの入場券が届かないときは名

【注意】  
本年九月から十月初旬にかけて行つた選挙資格調査は今行われる市議会議員選挙のためのものではなく本年の十二月二十日から使用される基本選挙人名簿を作るための調査でありますからその資格調査書に記載されていた者でも右の事項に該当する者は、補充選挙人名簿の申請をしないと投票することができないから特に御注意願います。

# 才三回市議会定例会

## 教育委員に 下山田尚方氏を再選

才三回高萩市議会定例会は九月二十五日から二十八日まで四日間の会期をもつて高萩市議会議場が開かれた。本会は現議員の任期中における最後の定例会であり、提出された昭和三十四年度高萩市才入才出追加更正算等十五案件、選管委補充員の選挙一件更に議員提出の朝鮮人帰国業務促進に関する要請の決議案等を含め十七案件を終始活発な質疑応答と熱意ある意見討論を重ねた文字どおり慎重審議の結果全案件を原案どおり可決承認した。本会に提案の事件並びに提案理由は左のとおりである。

○選挙才二号 選挙管理委員会員の補充員の選挙について  
本件はさきの定例会市会で補充員四名の選挙を行ったのであるがその中一名が辞職したため自治法の規定により一名の選挙を行うものである。左記の者が満場一致をもつて推選された。  
高萩市大字安良川六七九 沼野 義 次  
明治四十三年五月四日生  
○議案才四四号 教育委員選任の同意を求めること

本件は教育委員下山田尚方(三年委員)が九月三十日を以つて任期満了のためその後任を市長が選任するため左記のものを適任と認め議会の同意を得ようとするもので、満場一致再選の同意を得た。  
高萩市大字秋山一、一〇一番地 下山田 尚方  
明治三十三年四月二十日生

○講案才四五号 昭和三十四年度高萩市才入才出追加更正算について  
(別欄掲載)

○議案才四六号 昭和三十四年度高萩市国民健康保険事業特別会計才出更正算について  
本件は職員給与改訂に伴う内容の更正で総額に増減はない。

○議案才四七号 高萩市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
本件は改訂の特別職の職員の給与改訂に関する条例の一部改正で一般職と同様暫定手当を本俸に一本化するため市長五二、〇〇〇円助役四〇、〇〇〇円収入役

三七、〇〇〇円にそれぞれ改めようとするものである  
○議案才四八号 高萩市職員の給与に関する条例の一部改正について  
本件は国家公務員の初任給引上に伴い地方公務員の一般職についても給料が増額となりまた従来本俸と別に支給されていた暫定手当を本俸に繰り入れ支給されることになったため、給料表の改訂を行うとするものである。

○議案才四九号 高萩市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
本件は非常勤の特別職の職員中学校嘱託医並びに学校嘱託歯科医の報酬について従来は児童入数差が多少にかかわらず極めて報酬が不均衡であつたためこれを取扱い児童数により四段階に大別し報酬を支給するようにし学校医を一一、〇〇〇円乃至六、〇〇〇円 乃至科医を八、〇〇〇円 乃至四、〇〇〇円に改訂しようとするものである。

○議案才五〇号 町の設置及び字の区域の変更並に字の名称変更について  
本件は土地区画整理区域に隣接する高萩駅東地区の一部について地方自治法才二部六十条才一項の規定によつて従来の大字高萩大字安良川の一部に町を設置し字の区域及び名称を変更しようとするものである。  
○諮問才二号 土地区画整理

事業施行に伴う大字及び字の区域変更について  
本件は都市計画法による土地区画整理事業施行に伴い高萩市内駅東地区の大字及字の区域の変更を認めることについて茨城県知事から諮問があつたので地方自治法施行令才百十九条才一項の規定により議会の承認を得ようとするものである。

○議案才五一号 市有地貸付について  
本件は本年度建設が予定されてゐる県営住宅十戸の敷地として市が県に有償貸与するための事件決議事項で大字安良川字浜野二九三番の一四八市有地六三〇坪を充てる。

○議案才五二号 市有地処分の件について  
本件はさきに払下げ処分をした肥前山地区に隣接する市有地で当時同時に払下げを行う管であつたが海岸築堤の関係で未処分でおいてきたもので今道路敷設もはつきりしたので現在利用者に対し払下げ処分をしようとするものである。  
○議案才五三号 消防ポン

才入

科 目	今回の追加額	計
市 税	2,242,000	80,143,270
地方交付税	8,033,000	33,533,000
国庫支出金	1,182,510	64,788,270
県 支 出 金	301,530	6,056,500
寄 附 金	1,315,000	2,213,030
雑 收 入	△ 250,000	5,623,640
市 債	1,000,000	32,500,000
才入合計	13,824,040	245,439,940

才出

科 目	今回の追加額	計
会 議 費	97,040	5,718,910
役 所 費	2,084,900	31,668,890
消 防 費	150,000	6,036,790
土 木 費	2,134,620	30,161,750
教 育 費	1,973,330	58,413,580
社 会 及 設 施 費	2,971,990	69,805,690
勞 働 費	1,526,090	14,006,950
財 産 費	211,000	2,965,335
統 計 調 査 費	14,070	184,430
諸 支 出 金	2,658,000	14,852,000
才出合計	13,824,040	245,439,940

プ自動車購入契約締結について  
本件は安良川消防団へ消防ポンプ自動車を買入れ購入する事件決議事項でその物件、価格は左の通りである。  
①いすゞ一九五九年式XT四三一型  
消防専用シャシー一輛  
②森田式普通消防ポンプ自動車ギ装一式  
一、〇〇〇、〇〇〇円

○議案才五四号 市有林立木払下げ処分について  
本件はさきに払下げを受けた川字国高萩市大字横川字ユナカフス一、四三三番の一の立木を処分するたのめ事件決議事項である

○議案才五五号 不動産の交換契約の締結について  
本件は市有財産肥前山一、九七七番の一宅地三、五三坪五合五勺、肥前山一、九七七番地内の替売地宅地一四七坪二勺字浜野二九三番地内の替売地宅地二二〇坪合計七二〇、六七と県有財産浜野二、〇一三番の一四砂防地八、三四

三坪三合と交換する契約を締結しようとするものである。  
○報告才六号 専決処分事項の報告について  
一、秋山小学校老朽危険舎増改築事業費起債議決変更について  
二、昭和三十四年度高萩市才入才出追加更正算  
三、昭和三十四年度高萩市才入才出追加算四市有財産処分について  
いづれも市議会を招集する暇がなかつたため地方自治法才百七十九条才一項の規定により長が専決処分をしたのでその報告について議会の承認を得ようとするものである。  
○議案才五六号 在日朝鮮人の帰国業務促進に関する要請について  
本件は中島議員他四名の追加提案で在日朝鮮人帰国問題をめぐって日赤発表の「帰国案内」が多く批判されてゐることを云々現状にかんがみこれを善処し一日も早く朝鮮人帰国業務を促進されるよう関係当局に対し要請する決議案である。

# 投票についての注意



## 投票のできる人

満二十才以上の日本国民で、高秋市の区域内に三ヶ月以上住んでいる人、ただし天災事変のためやむをえず引越した人はその限りではありません。

これらの人は選挙権がある者ですが、投票は選挙人名簿に登録されていないとできませんから参議院議員選挙の時に高秋市で投票ができません。また有権者は上記補充選挙人名簿の登録の欄をよく読んで登録申請をして下さい。

## 選挙当日の

### 市役所事務について

市議会議員選挙の投票日である「十一月十日」の市役所の事務は、職員の出勤が投票所の事務に従事するため納税事務

と市民課の事務の一部を除いた事務は休ませていただくこととなりますから予めご了承願います。

## 不在投票について



投票は、原則として投票当日投票所へいってしなければなりません。が例外として選挙当日次のような場合は選挙告示日（十月三十一日）から投票日前日（十一月九日）までの間に不在者投票ができます。

- 1、選挙人が本市の区域外

人は注して注意して下さい  
又、本市の選挙人名簿に登録されている人でも投票当日まで他市町村へ住所を移動した人は（住所とは生活の本拠をさす）投票することができないこととなります。

において取務又は業務に従事中であるときは、その会社官庁等の長の証明によつて不在投票ができる。  
但し投票時間中に投票できない場合には適用されない。  
2、選挙人がやむを得ない用務又は事故のため本市の区域外に旅行中又は滞在中である場合はその事由によつて右1の場合の証明者及び医師、助産婦等及び市町村長の証明によつて不在投票ができる。但し止むを得ない用務の中には物見遊山のな神社参拜等はたゞ団体行動であつても適用されない。  
3、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産じよにあるため歩行が著しく困難であるとき。  
A右の場合の者で既に入院中である者はその入院している病院が、県選挙管理委員会から不在者投票のできる病院に指定されている場合はその病院長に申出ればその病院で投票ができます。指定されていない病院に入院中の者は例い入院者が歩行不可能な者であつてもその病院の所在する市町村の選挙管理委員会へ出頭しなければ不在者投票はできません。  
又、投票日前までに入院と予定している者或いは出産予定日が投票日頃になる妊婦については病院長又は

# わたしもあなたも 赤い羽根募金

十一月一日から三十一日までの一ヶ月間は「国民たすけあい共同募金運動」が県下いっせいに展開されます。の募金運動の目的は、ふしあわせな人を一人でも少くして、明るくしあわせに満ちあふれた社会を築きあげようというのです。この募



金で皆さまからよせられたお金は、児童福祉医療保護母子福祉施設の施設改善、災害救助、犯罪者の更正など多くの社会事業にふりむけられ多くの人々の援護に大きく役立てられるのです。お互がわずかつづでも出づ合つて集まつたお金や病

共同募金  
たすけあいの心を倍にし！

気にあえぐ多くの人たちの生活のもてでになり、それによつて更正への才一步をふみ出すこともできるのです。明るく社会を築くためどうか今年もりつばに目標が完遂できますようにみなさん方のあたたかい愛の力をぞえをお願いします。

助産婦等の証明を持参の上本人が市選挙管理委員会に出頭すれば投票ができます  
4、交通至難の島その他の地として指定された地域に居住申若しくは滞在中又はその地域において取務又は業務に従事中である者。  
右の該当地域は本県にはない。

## 代理投票について



投票は自分で書くのが原則ですが、字を知らなかつたり、けがをして書けない場合は、選挙人の申出によつて補助者が二人、立会の上で選挙人の意志の通りに代つてくれます。  
誰に書いてはならないことになつていきます。  
違反すれば罰せられますから、安心してお申し出で下さい。

## 投票の秘密は守られる

選挙の投票は、誰が誰に投票したか、本人以外の誰にも解らないようになつていきます。自分でよいと決めた人に安心して投票しましょう。あなたの権利を憲法と選挙法が守っています。  
投票所へは気軽に  
今回行われる市議会議員選挙の投票日は丁度農繁期中にも土足で入れるように設備いたしますから仕事着のまま気軽にかけ下さい

